

令和 8 年 9 月 11 日 開会

令和 8 年 9 月徳島県議会定例会議案

目 次

第	1	号	令和8年度徳島県一般会計補正予算（第3号）	1頁
第	2	号	令和8年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第1号）	11
第	3	号	令和8年度徳島県電気事業会計補正予算（第1号）	13
第	4	号	令和8年度徳島県工業用水道事業会計補正予算（第1号）	15
第	5	号	徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について	17
第	6	号	徳島県地域未来基金条例の制定について	19
第	7	号	徳島県環境影響評価条例の一部改正について	21
第	8	号	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例等の一部改正 について	23
第	9	号	児童福祉法施行条例の一部改正について	27
第	10	号	徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部改正について	29
第	11	号	県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部改正について	31
第	12	号	特定都市河川浸水被害対策法施行条例の制定について	33
第	13	号	令和8年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について	35
第	14	号	令和8年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について	39
第	15	号	令和8年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金について	41
第	16	号	令和8年度県単独道路事業費に対する受益市町負担金について	43
第	17	号	令和8年度県営都市計画事業費に対する受益市町負担金について	45
第	18	号	令和8年度県単独砂防事業費等に対する受益市町村負担金について	47
第	19	号	令和8年度流域下水道事業費に対する受益市町負担金について	51
第	20	号	徳島東環状線街路工事末広住吉高架橋上部工の請負契約の変更請負契約について	53

第 21 号	徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（１）の請負契約の変更請負契約について …	55頁
第 22 号	徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（２）の請負契約の変更請負契約について …	57
第 23 号	徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（３）の請負契約の変更請負契約について …	59
第 24 号	徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち電気工事の請負契約の変更請負契約について ……	61
第 25 号	徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち管工事の請負契約の変更請負契約について ……	63
第 26 号	教育用パソコンの購入契約について ……	65
第 27 号	損害賠償（国庫補助金申請過誤）の額の決定について ……	67
第 28 号	令和 7 年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定について ……	69
第 29 号	令和 7 年度徳島県病院事業会計決算の認定について ……	71
第 30 号	令和 7 年度徳島県電気事業会計剰余金の処分及び決算の認定について ……	73
第 31 号	令和 7 年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について ……	75
第 32 号	令和 7 年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分及び決算の認定について ……	77
第 33 号	令和 7 年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分及び決算の認定について ……	79
第 34 号	令和 7 年度徳島県流域下水道事業会計決算の認定について ……	81
報告第 1 号	徳島県継続費精算報告書について ……	83
報告第 2 号	徳島県電気事業会計継続費精算報告書について ……	85
報告第 3 号	令和 7 年度決算に係る健全化判断比率の報告について ……	87
報告第 4 号	令和 7 年度決算に係る資金不足比率の報告について ……	89
報告第 5 号	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について ……	91
報告第 6 号	損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について ……	93
報告第 7 号	地方独立行政法人徳島県鳴門病院の令和 7 年度に係る業務の実績に関する評価結果について ……	95

第 1 号

令和8年度徳島県一般会計補正予算（第3号）

令和8年度徳島県一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,974,219千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ567,314,489千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和8年9月11日提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		千円 157,000,000	千円 5,353,566	千円 162,353,566
	1 地方交付税	157,000,000	5,353,566	162,353,566
9 国庫支出金		69,652,905	6,411,364	76,064,269
	2 国庫補助金	37,605,582	6,411,364	44,016,946
10 財産収入		1,367,372	12,982	1,380,354
	1 財産運用収入	1,150,023	12,982	1,163,005
12 繰入金		30,264,548	660,000	30,924,548
	2 基金繰入金	29,467,393	660,000	30,127,393
13 繰越金		1,596,651	7,194,307	8,790,958
	1 繰越金	1,596,651	7,194,307	8,790,958
15 県債		48,236,000	342,000	48,578,000
	1 県債	48,236,000	342,000	48,578,000
歳入合計		547,340,270	19,974,219	567,314,489

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 32,851,742	千円 12,544,738	千円 45,396,480
	1 総 務 管 理 費	16,769,096	7,100,000	23,869,096
	2 企 画 費	7,373,906	5,369,738	12,743,644
	6 防 災 費	3,217,953	75,000	3,292,953
3 民 生 費		73,721,261	1,271	73,722,532
	2 児 童 福 祉 費	18,565,702	1,271	18,566,973
4 衛 生 費		30,691,135	16,000	30,707,135
	4 医 薬 費	7,571,178	16,000	7,587,178
6 農 林 水 産 業 費		37,053,469	17,200	37,070,669
	4 農 地 費	15,363,024	4,000	15,367,024
	6 水 産 業 費	3,889,742	13,200	3,902,942
7 商 工 費		68,921,608	483,500	69,405,108
	2 工 鉱 業 費	4,768,356	100,000	4,868,356
	3 観 光 費	2,312,286	383,500	2,695,786
8 土 木 費		58,849,853	48,000	58,897,853

	6 住 宅 費	1,710,197	48,000	1,758,197
10 教 育 費		96,716,617	6,863,510	103,580,127
	1 教 育 総 務 費	16,352,398	6,850,310	23,202,708
	7 保 健 体 育 費	3,317,080	13,200	3,330,280
歳 出 合 計		547,340,270	19,974,219	567,314,489

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	2 企画費	地方創生の深化のための支援費	千円 40,000
	6 防災費	防災対策指導費	75,000
6 農林水産業費	4 農地費	県営かんがい排水事業費	65,000
		団体営土地改良事業費	60,000
		県単独土地改良事業費	56,000
		基幹農道整備事業費	65,000
		広域営農団地農道整備事業費	295,000
		中山間地域農村活性化総合整備事業費	60,000
		農業集落排水整備事業費	78,000
		経営体育成基盤整備事業費	130,000
		農業水利施設保全対策事業費	984,000
		農業水利施設保全合理化事業費	15,000
		耕地地すべり防止事業費	150,000
		老朽ため池等整備事業費	530,000
		地盤沈下対策事業費	40,000

			国営付帯県営農地防災事業費	1,000	
			震災対策農業水利施設整備事業費	3,000	
			農地海岸保全施設整備事業費	70,000	
			特定農業用管水路等特別対策事業費	26,000	
		5 林 業 費	森林環境保全整備事業費	466,000	
			森林基盤整備事業費	1,030,000	
			県単独林道事業費	33,500	
			治山事業費	874,000	
			林野地すべり防止事業費	210,000	
			災害関連緊急治山事業費	80,000	
			県単独治山事業費	41,000	
			治山維持補修費	31,000	
		6 水 産 業 費	県管理漁港維持補修費	63,000	
			広域漁港整備事業費	79,000	
			水産物供給基盤機能保全事業費	331,000	
			水域環境保全創造事業費	65,000	
			漁港海岸保全施設整備事業費	86,000	

			県単独漁港漁場整備事業費	12,000	
7	商 工 費	3 観 光 費	観光施設管理運営費	376,000	
8	土 木 費	2 道 路 橋 り ょ う 費	道路維持修繕費	521,000	
			道路局部改良事業費	412,000	
			路側整備事業費	251,000	
			道路改築事業費	1,358,000	
			緊急地方道路整備事業費	6,769,000	
			交通安全対策事業費	185,000	
			橋りょう修繕費	66,000	
		3 河 川 海 岸 費	河川海岸維持修繕費	275,000	
			河川特殊改良事業費	122,000	
			広域河川改修事業費	580,000	
			総合流域防災事業費	1,105,000	
			地震・高潮対策河川事業費	277,000	
			堰堤改良事業費	162,000	
			河川管理施設長寿命化事業費	182,000	
			通常砂防事業費	278,000	

			地すべり対策事業費	643,000	
			急傾斜地崩壊対策事業費	119,000	
			県単独砂防事業費	52,000	
			砂防維持修繕費	25,000	
			県単独急傾斜地崩壊対策事業費	26,000	
			災害防止対策緊急事業費	40,000	
			海岸侵食対策事業費	150,000	
			津波・高潮危機管理対策緊急事業費	169,000	
			海岸堤防等老朽化対策緊急事業費	112,000	
		4 港 湾 費	港湾海岸施設維持補修費	89,000	
			県単独港湾整備事業費	220,000	
			港湾海岸保全施設整備事業費	688,000	
			港湾補修事業費	999,000	
		5 都 市 計 画 費	公共下水道整備促進事業費	27,600	
			街路事業費	280,000	
			緊急地方道路整備事業費	746,000	
			公園整備事業費	836,000	

			公園維持修繕費	47,000
		6 住 宅 費	県営住宅建設事業費	342,000
			住宅対策推進費	48,000
	10 教 育 費	4 高 等 学 校 費	高校施設整備事業費	3,329,652
		5 特 別 支 援 学 校 費	特別支援学校施設整備事業費	66,000
	11 災 害 復 旧 費	1 農林水産施設災害復旧費	現年発生農地及び農業用施設災害復旧事業費	80,000
			過年発生災害林道復旧事業費	70,000
			現年発生災害林道復旧事業費	70,000
		2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	現年発生治山施設災害復旧事業費	70,000
			現年発生漁港施設災害復旧事業費	60,000
			過年発生河川等施設災害復旧事業費	292,000
			現年発生河川等施設災害復旧事業費	610,000
			過年発生港湾施設災害復旧事業費	53,000
			現年発生港湾施設災害復旧事業費	100,000

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
高校教育改革促進事業工事請負等契約	令 和 9 年 度	373,528千円

第4表 地 方 債 補 正

1 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
防 災 事 業	千円 707,000	千円 782,000
観 光 事 業	296,000	563,000
計	48,236,000	48,578,000

第 2 号

令和 8 年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度徳島県港湾等整備事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表繰越明許費」による。

令和 8 年 9 月 11 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
1 港 湾 等 整 備 事 業 費	1 港 湾 等 整 備 事 業 費	徳島小松島港赤石地区整備事業費	千円 130,000
	2 徳島小松島港沖洲(外)地区 整 備 事 業 費	臨海土地造成事業費	72,000
	3 徳島小松島港津田地区 整 備 事 業 費	臨海土地造成事業費	120,000

第 3 号

令和 8 年度徳島県電気事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 8 年度徳島県電気事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 8 年度徳島県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

		（補正前）	（補正後）
(2) 建設改良工事	既設設備改良工事	1,422,658千円	1,433,058千円

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第 1 款 事業費用	4,311,562千円	14,600千円	4,326,162千円
第 1 項 営業費用	4,160,086千円	14,600千円	4,174,686千円

（資本的収入及び支出）

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額2,737,475千円」を「不足する額2,747,875千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額128,906千円及び過年度分損益勘定留保資金2,608,569千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額129,853千円及び過年度分損益勘定留保資金2,618,022千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第 1 款 資本的支出	2,839,803千円	10,400千円	2,850,203千円
第 1 項 建設改良費	1,422,658千円	10,400千円	1,433,058千円

令和 8 年 9 月 11 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 4 号

令和 8 年度徳島県工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 8 年度徳島県工業用水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 8 年度徳島県工業用水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第 1 款 事 業 費 用	1,228,175千円	10,000千円	1,238,175千円
第 1 項 営 業 費 用	1,215,727千円	10,000千円	1,225,727千円

令和 8 年 9 月 11 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 5 号

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 11 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

徳島県の事務処理の特例に関する条例（平成11年徳島県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表2の項(14)中「の完成検査及び」を「の完成検査、」に、「並びに」を「、」に、「同項第1号」を「同項ただし書」に改め、同項(28)中「同項第1号」を「同項ただし書」に改め、「、同項第2号の規定による認定保安検査実施者による検査の記録の届出の受理」を削り、同項中(32)を削り、(33)を(32)とし、(34)から(44)までを1ずつ繰り上げ、同表58の項(10)中「及び同条第2項」を「、同条第2項本文」に改め、「公告」の次に「及び同項ただし書の規定による申出の受理」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項の表2の項の改正規定は、令和8年12月21日から施行する。

提案理由

地方自治法の規定による市町村の長との協議に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 6 号

徳島県地域未来基金条例の制定について

徳島県地域未来基金条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 11 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

徳島県地域未来基金条例

（設置）

第1条 大規模な投資を呼び込み、県内において産業クラスターを戦略的に形成する事業並びに多様で魅力ある地域資源を最大限に活用し、地場産業を含む地域の産業及び地域経済の持続的な成長を図るために実施する事業に要する経費に充てるため、徳島県地域未来基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

大規模な投資を呼び込み、県内において産業クラスターを戦略的に形成する事業並びに多様で魅力ある地域資源を最大限に活用し、地場産業を含む地域の産業及び地域経済の持続的な成長を図るために実施する事業に要する経費に充てるため、徳島県地域未来基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 7 号

徳島県環境影響評価条例の一部改正について

徳島県環境影響評価条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 11 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

徳島県環境影響評価条例の一部を改正する条例

徳島県環境影響評価条例（平成12年徳島県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第83条第1項中「災害復旧」を「復旧復興（災害の復旧に限る。）」に改める。

附 則

この条例は、防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和8年法律第62号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

提案理由

防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により災害対策基本法及び環境影響評価法の一部が改正されたことに鑑み、所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 8 号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例等の一部改正について

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 11 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例等の一部を改正する条例

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部改正)

第 1 条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成18年徳島県条例第83号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 8 項」を「第10項」に改める。

附則第 3 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改める。

附則第 8 項を附則第10項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

- 9 附則第 6 項及び第 7 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定子ども園の保育士の資格を有する者（同項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第 7 項の表前項の項の項名を「附則第 6 項」に改め、同表に次のように加える。

前項	別表第 1 の第 2 の 3 の(1)のイ及び別表第 2 の 1 の(5)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	特定理学療法士等
----	--	----------

附則中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 別表第1の第1の1の(4)の規定、同表の第2の1の(1)、2の(1)のウ並びに3の(1)のイ及びエの規定並びに別表第2の1の(5)、(6)及び(8)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

別表第1の第1の2の(1)中「第6条」を「第5条」に改め、同表の第2の2の(1)のア及び3の(1)のア中「35人」を「30人」に改める。

別表第2の1の(4)中「35人」を「30人」に改め、同表の3の(1)中「第6条」を「第5条」に改める。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例（令和6年徳島県条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第2項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、同項中「当分」を「令和10年3月31日まで」に改め、「エ並びに」を削り、「及びエの」を「の」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 認定こども園における子どもに対する教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、当該認定こども園については、当分の間、改正後の別表第1の第1の1の(2)のエ及び別表第2の1の(2)のエの規定は適用せず、改正前の別表第1の第1の1の(2)のエ及び別表第2の1の(2)のエの規定は、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例別表第1の第1の2の(1)の改正規定及び同条例別表第2の3の(1)の改正規定は、令和8年12月25日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する認定こども園における1学級の子ども数については、改正後の別表第1の第2の2の(1)のア及び3の(1)のア並びに別表第2の1の(4)の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたこと等に鑑み、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における職員配置の要件等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 9 号

児童福祉法施行条例の一部改正について

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 11 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

児童福祉法施行条例（平成12年徳島県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の1条を加える。

（一時保護委託者の登録に関する基準）

第10条の2 法第34条の22第2項の一時保護を適正に行うために必要なものとして条例で定める基準については、同条第3項に規定する内閣府令で定める基準の例による。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第5条第4項の当該条例で定める日は、この条例の施行の日とする。

提案理由

児童福祉法の一部が改正され、一時保護委託者の登録制度が創設されたことに伴い、当該登録に関する基準について条例で定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 10 号

徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 11 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例（昭和44年徳島県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条の4第2項に次のただし書を加える。

ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第2条の4中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 知事は、特別の理由があると認めるときは、入校料の全部又は一部を免除することができる。

第2条の5第3項ただし書中「授業料の」を削る。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

提案理由

訓練生の経済的負担の軽減により職業訓練の機会を拡充し、より多くの人材の養成を行うことにより、地域産業への貢献を図るため、徳島県職業能力開発校の入校料の減免制度を設ける等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 11 号

県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部改正について

県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 11 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和27年徳島県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条中「の総務省令で定める」を「に規定する定形郵便物の料金の」に改める。

附 則

この条例は、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第42号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

提案理由

郵便法の一部が改正され、定形郵便物の料金の上限の額について総務省令で定める制度から日本郵便株式会社が定めて総務大臣の認可を受ける制度に改められたことに鑑み、県営土地改良事業の分担金を定期内に納付しなかった場合に督促状を発したときの督促手数料について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 12 号

特定都市河川浸水被害対策法施行条例の制定について

特定都市河川浸水被害対策法施行条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 11 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

特定都市河川浸水被害対策法施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(工事の着手の届出)

第 3 条 法第30条の許可（法第37条第 1 項の規定による許可を含む。次条において同じ。）を受けた者は、当該許可に係る工事に着手したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(工程の終了の報告)

第 4 条 法第30条の許可を受けた者は、当該許可に係る工事が規則で定める工程を含む場合において、当該工程に係る工事を終了するときは、その終了する日の 3 日前までに、その旨を知事に報告しなければならない。

(雨水貯留浸透施設の標識の設置)

第 5 条 法第38条第 3 項の規定による雨水貯留浸透施設の標識は、同項に規定する国土交通省令で定める基準の例により設けなければならない。

(保全調整池の標識の設置)

第 6 条 法第45条第 1 項の規定による保全調整池の標識は、同項に規定する国土交通省令で定める基準の例により設けなければならない。

(貯留機能保全区域の標識の設置)

第7条 法第54条第1項の規定による貯留機能保全区域の標識は、同項に規定する国土交通省令で定める基準の例により設けなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域の指定に当たり、同法の施行に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 13 号

令和 8 年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について

令和 8 年度県営土地改良事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

令 和 8 年 9 月 11 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

事 業 の 名 称	負 担 市 町	事 業 内 容	事 業 費	負 担 金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県 営 土 地 改 良 事 業	鳴 門 市	地盤沈下対策事業	10,000,000 ^円	600,000 ^円	0.6/10以内	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
		国営付帯県営農地防災事業	2,000,000	150,000	1.5/10以内	
		小 計	12,000,000	750,000	—	
	小 松 島 市	県営かんがい排水事業	72,448,000	7,244,800	2.25/10以内	
		経営体育成基盤整備事業	21,059,894	2,105,989	1/10以内	
		小 計	93,507,894	9,350,789	—	
	阿 南 市	広域営農団地農道整備事業	120,000,000	12,000,000	1/10以内	
		中山間地域農村活性化総合整備事業	10,000,000	1,250,000	1.5/10以内	
		経営体育成基盤整備事業	154,378,106	15,437,810	1/10以内	
		老朽ため池等整備事業	415,000,000	33,650,000	1.1/10以内	
		小 計	699,378,106	62,337,810	—	

		吉野川市	基幹農道整備事業	57,000,000	4,902,000	0.86/10以内		
			広域営農団地農道整備事業	82,000,000	8,200,000	1/10以内		
			老朽ため池等整備事業	40,000,000	6,400,000	1.6/10以内		
			小計	179,000,000	19,502,000	—		
		阿波市	経営体育成基盤整備事業	50,000,000	5,000,000	1/10以内		
			老朽ため池等整備事業	20,000,000	2,200,000	1.1/10以内		
			小計	70,000,000	7,200,000	—		
		美馬市	広域営農団地農道整備事業	30,000,000	3,000,000	1/10以内		
			老朽ため池等整備事業	126,000,000	22,560,000	2/10以内		
			特定農業用管水路等特別対策事業	50,000,000	5,000,000	1/10以内		
			小計	206,000,000	30,560,000	—		
		三好市	中山間地域農村活性化総合整備事業	41,200,000	6,180,000	1.5/10以内		
			老朽ため池等整備事業	55,000,000	7,300,000	1.6/10以内		
			小計	96,200,000	13,480,000	—		
		勝浦町	基幹農道整備事業	65,000,000	5,590,000	0.86/10以内		
			広域営農団地農道整備事業	107,500,000	10,750,000	1/10以内		
			小計	172,500,000	16,340,000	—		
		上勝町	広域営農団地農道整備事業	107,500,000	10,750,000	1/10以内		
		那賀町	中山間地域農村活性化総合整備事業	5,000,000	650,000	1.5/10以内		
			老朽ため池等整備事業	10,000,000	1,100,000	1.1/10以内		

			小 計	15,000,000	1,750,000	—		
	海 陽 町	老朽ため池等整備事業		20,000,000	1,600,000	0.8/10以内		
	松 茂 町	地盤沈下対策事業		88,000,000	5,280,000	0.6/10以内		
	藍 住 町	地盤沈下対策事業		12,000,000	720,000	0.6/10以内		
	上 板 町	県営かんがい排水事業		20,000,000	5,000,000	2.5/10以内		
	つ る ぎ 町	広域営農団地農道整備事業		50,000,000	5,000,000	1/10以内		
	東みよし町	老朽ため池等整備事業		47,100,000	3,454,000	1.1/10以内		

提案理由

令和8年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項及び土地改良法第91条第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 14 号

令和 8 年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について

令和 8 年度広域漁港整備事業費等の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

令和 8 年 9 月 11 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
広域漁港整備事業等	鳴門市	水産物供給基盤機能保全事業	15,000,000 ^円	2,100,000 ^円	14%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	阿南市	広域漁港整備事業	100,000,000	14,000,000	14	
	牟岐町	広域漁港整備事業	150,000,000	15,000,000	10	
	美波町	水産物供給基盤機能保全事業	218,000,000	30,520,000	14	
	海陽町	水産物供給基盤機能保全事業	150,000,000	21,000,000	14	
	松茂町	水産物供給基盤機能保全事業	85,000,000	11,900,000	14	

提案理由

令和 8 年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第 2 項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 15 号

令和 8 年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金について

令和 8 年度県営林道開設事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

令和 8 年 9 月 11 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県営林道開設事業	美馬市	森林基幹道	350,000,000 ^円	37,450,000 ^円	10.7%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	三好市	森林基幹道	180,000,000	19,260,000	10.7	
	那賀町	森林基幹道	330,000,000	35,310,000	10.7	
	海陽町	森林基幹道	152,000,000	16,264,000	10.7	

提案理由

令和 8 年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第 2 項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 16 号

令和 8 年度県単独道路事業費に対する受益市町負担金について

令和 8 年度県単独道路事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

令 和 8 年 9 月 11 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

事 業 の 名 称	負 担 市 町	事 業 内 容	事 業 費	負 担 金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県 単 独 道 路 事 業	徳 島 市	道路局部改良事業	円 45,000,000	円 6,750,000	% 15	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	鳴 門 市	道路局部改良事業	35,000,000	5,250,000	15	
	小 松 島 市	道路局部改良事業	85,000,000	12,750,000	15	
	阿 南 市	道路局部改良事業	111,000,000	16,650,000	15	
		交通安全対策事業	2,550,000	255,000	10	
		小 計	113,550,000	16,905,000	—	
	吉 野 川 市	道路局部改良事業	13,321,000	1,998,150	15	
	阿 波 市	道路局部改良事業	91,000,000	13,650,000	15	
		交通安全対策事業	1,275,000	127,500	10	
		小 計	92,275,000	13,777,500	—	

	美馬市	道路局部改良事業	86,000,000	12,900,000	15	
	三好市	道路局部改良事業	110,850,000	16,627,500	15	
	勝浦町	道路局部改良事業	40,000,000	6,000,000	15	
	上勝町	道路局部改良事業	10,000,000	1,500,000	15	
	石井町	道路局部改良事業	15,000,000	2,250,000	15	
	神山町	道路局部改良事業	8,000,000	1,200,000	15	
	那賀町	道路局部改良事業	50,000,000	7,500,000	15	
	美波町	道路局部改良事業	20,000,000	3,000,000	15	
	海陽町	道路局部改良事業	40,000,000	6,000,000	15	
	上板町	道路局部改良事業	5,000,000	750,000	15	
	つるぎ町	道路局部改良事業	46,150,000	6,922,500	15	
	東みよし町	道路局部改良事業	65,000,000	9,750,000	15	

提案理由

令和８年度県単独道路事業費に対する受益市町負担金について、道路法第52条第２項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 17 号

令和 8 年度県営都市計画事業費に対する受益市負担金について

令和 8 年度県営都市計画事業費の一部を次のとおり受益市に負担させるものとする。

令 和 8 年 9 月 11 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

事 業 の 名 称	負 担 市	事 業 内 容	事 業 費	負 担 金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県 営 都 市 計 画 事 業	徳 島 市	公共街路事業	630,000,000 ^円	63,000,000 ^円	1/10	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
		県単独街路事業	12,750,000	1,275,000	1/10	
		緊急地方道路整備事業	1,120,000,000	112,000,000	1/10	
		小 計	1,762,750,000	176,275,000	—	

提案理由

令和 8 年度県営都市計画事業費に対する受益市負担金について、地方財政法第27条第 2 項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 18 号

令和 8 年度県単独砂防事業費等に対する受益市町村負担金について

令和 8 年度県単独砂防事業費等の一部を次のとおり受益市町村に負担させるものとする。

令和 8 年 9 月 11 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

事業の名称	負担市町村	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県単独砂防事業等	徳島市	急傾斜地崩壊対策事業	円 37,000,000	円 1,850,000	5/100	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
		県単独砂防事業	15,385,000	3,846,250	25/100	
		小 計	52,385,000	5,696,250	—	
	鳴門市	急傾斜地崩壊対策事業	104,000,000	8,750,000	$5/100 \cdot 1/10 \cdot 2/10$	
		県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100	
		小 計	104,425,000	8,856,250	—	
	阿南市	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100	
	吉野川市	急傾斜地崩壊対策事業	18,000,000	1,800,000	1/10	
		県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100	
		小 計	18,425,000	1,906,250	—	

		阿 波 市	県单独砂防事業	23,545,000	5,886,250	25/100		
		美 馬 市	県单独砂防事業	14,535,000	3,633,750	25/100		
		三 好 市	急傾斜地崩壊対策事業	54,000,000	3,200,000	5/100・1/10		
			県单独砂防事業	15,215,000	3,803,750	25/100		
			小 計	69,215,000	7,003,750	—		
		勝 浦 町	県单独砂防事業	425,000	106,250	25/100		
		上 勝 町	県单独砂防事業	425,000	106,250	25/100		
		佐那河内村	県单独砂防事業	425,000	106,250	25/100		
		神 山 町	県单独砂防事業	425,000	106,250	25/100		
		那 賀 町	県单独砂防事業	5,440,000	1,360,000	25/100		
		牟 岐 町	急傾斜地崩壊対策事業	10,000,000	500,000	5/100		
		美 波 町	急傾斜地崩壊対策事業	19,000,000	950,000	5/100		
			県单独砂防事業	425,000	106,250	25/100		
			小 計	19,425,000	1,056,250	—		
		海 陽 町	急傾斜地崩壊対策事業	118,000,000	9,400,000	5/100・1/10		
			県单独砂防事業	14,875,000	828,750	5/100・25/100		
			小 計	132,875,000	10,228,750	—		
		板 野 町	県单独砂防事業	425,000	106,250	25/100		

		上 板 町	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100		
		つ る ぎ 町	急傾斜地崩壊対策事業	2,000,000	200,000	1/10		
			県単独砂防事業	6,885,000	1,721,250	25/100		
			小 計	8,885,000	1,921,250	—		
		東みよし町	急傾斜地崩壊対策事業	50,000,000	5,000,000	1/10		
			県単独砂防事業	10,370,000	2,592,500	25/100		
			小 計	60,370,000	7,592,500	—		

提案理由

令和８年度県単独砂防事業費等に対する受益市町村負担金について、地方財政法第27条第２項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 19 号

令和 8 年度流域下水道事業費に対する受益市町負担金について

令和 8 年度流域下水道事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

令和 8 年 9 月 11 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
流域下水道事業	徳島市	旧吉野川流域下水道建設事業	7,240,400 ^円	1,574,000 ^円	1/6・1/4	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	鳴門市	旧吉野川流域下水道建設事業	16,196,600	3,521,000	1/6・1/4	
	松茂町	旧吉野川流域下水道建設事業	3,574,200	777,000	1/6・1/4	
	北島町	旧吉野川流域下水道建設事業	6,164,000	1,340,000	1/6・1/4	
	藍住町	旧吉野川流域下水道建設事業	9,788,800	2,128,000	1/6・1/4	
	板野町	旧吉野川流域下水道建設事業	3,036,000	660,000	1/6・1/4	

提案理由

令和 8 年度流域下水道事業費に対する受益市町負担金について、下水道法第31条の 2 第 2 項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 20 号

徳島東環状線街路工事末広住吉高架橋上部工の請負契約の変更請負契約について

令和7年3月10日議決を経た徳島東環状線街路工事末広住吉高架橋上部工の請負契約の変更請負契約を次のとおり締結する。

令和8年9月11日提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

請負契約書中「5 契約金額 1,617,671,000円」を「5 契約金額 1,632,327,400円」に改める。

提案理由

工事の請負契約の契約金額の変更に伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 21 号

徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（１）の請負契約の変更請負契約について

令和 6 年10月 8 日議決を経た徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（１）の請負契約の変更請負契約を次のとおり締結する。

令和 8 年 9 月 11 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

請負契約書中「４ 契約金額 2,478,300,000円」を「４ 契約金額 2,480,737,600円」に改める。

提案理由

工事の請負契約の契約金額の変更に伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 22 号

徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（２）の請負契約の変更請負契約について

令和 6 年10月 8 日議決を経た徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（２）の請負契約の変更請負契約を次のとおり締結する。

令和 8 年 9 月 11 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

請負契約書中「４ 契約金額 1,650,000,000円」を「４ 契約金額 1,653,003,000円」に改める。

提案理由

工事の請負契約の契約金額の変更に伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 23 号

徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（３）の請負契約の変更請負契約について

令和 6 年10月 8 日議決を経た徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（３）の請負契約の変更請負契約を次のとおり締結する。

令和 8 年 9 月 11 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

請負契約書中「４ 契約金額 1,804,859,100円」を「４ 契約金額 1,806,013,000円」に改める。

提案理由

工事の請負契約の契約金額の変更に伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 24 号

徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち電気工事の請負契約の変更請負契約について

令和6年12月20日議決を経た徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち電気工事の請負契約の変更請負契約を次のとおり締結する。

令和8年9月11日提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

請負契約書中「4 契約金額 1,093,180,000円」を「4 契約金額 1,116,464,800円」に改める。

提案理由

工事の請負契約の契約金額の変更に伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 25 号

徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち管工事の請負契約の変更請負契約について

令和7年3月10日議決を経た徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち管工事の請負契約の変更請負契約を次のとおり締結する。

令和8年9月11日提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

請負契約書中「4 契約金額 736,560,000円」を「4 契約金額 754,413,000円」に改める。

提案理由

工事の請負契約の契約金額の変更に伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 26 号

教育用パソコンの購入契約について

次のとおり物品の購入契約を締結する。

令和 8 年 9 月 11 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

1	物	件	名	令和 8 年度教育用パソコン
2	納		期	徳島県議会の議決のあった日から令和 9 年 3 月 24 日まで
3	契	約	金 額	84,718,700円
4	契	約	の 方 法	一般競争入札
5	契	約	の 相 手 方	徳島市東吉野町 1 丁目 10 番地の 1 四国通建株式会社徳島支店 支 店 長 荻 田 将 宏

提案理由

物品の購入契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 27 号

損害賠償（国庫補助金申請過誤）の額の決定について

国庫補助金申請過誤に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

令和 8 年 9 月 11 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

損 害 賠 償 の 相 手 方	賠 償 金 額
板野郡藍住町奥野字矢上前52番地 1 藍住町	円 1,271,000

提案理由

損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 28 号

令和 7 年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 11 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

提案理由

令和 7 年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第 3 項の規定により認定に付する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 29 号

令和 7 年度徳島県病院事業会計決算の認定について

令和 7 年度徳島県病院事業会計の決算を監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令 和 8 年 9 月 11 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

提案理由

令和 7 年度徳島県病院事業会計決算について、地方公営企業法第30条第 4 項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 30 号

令和 7 年度徳島県電気事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり、令和 7 年度徳島県電気事業会計の剰余金を処分し、令和 7 年度徳島県電気事業会計の決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令 和 8 年 9 月 11 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

提案理由

令和 7 年度徳島県電気事業会計剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第 2 項の規定により議決を経る必要があり、あわせて令和 7 年度徳島県電気事業会計決算について、同法第30条第 4 項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 31 号

令和 7 年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり、令和 7 年度徳島県工業用水道事業会計の剰余金を処分し、令和 7 年度徳島県工業用水道事業会計の決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令 和 8 年 9 月 11 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

提案理由

令和 7 年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第 2 項の規定により議決を経る必要があり、あわせて令和 7 年度徳島県工業用水道事業会計決算について、同法第30条第 4 項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 32 号

令和 7 年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり、令和 7 年度徳島県土地造成事業会計の剰余金を処分し、令和 7 年度徳島県土地造成事業会計の決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令 和 8 年 9 月 11 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

提案理由

令和 7 年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第 2 項の規定により議決を経る必要があり、あわせて令和 7 年度徳島県土地造成事業会計決算について、同法第30条第 4 項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 33 号

令和 7 年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり、令和 7 年度徳島県駐車場事業会計の剰余金を処分し、令和 7 年度徳島県駐車場事業会計の決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 11 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

提案理由

令和 7 年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第 2 項の規定により議決を経る必要があり、あわせて令和 7 年度徳島県駐車場事業会計決算について、同法第30条第 4 項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 34 号

令和 7 年度徳島県流域下水道事業会計決算の認定について

令和 7 年度徳島県流域下水道事業会計の決算を監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令 和 8 年 9 月 11 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

提案理由

令和 7 年度徳島県流域下水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第 4 項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

報告第1号

徳島県継続費精算報告書について

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、徳島県継続費精算報告書を次のとおり報告する。

令和8年9月11日

徳島県知事 後藤田 正 純

令和4年度徳島県継続費精算報告書

1 一般会計

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較			
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			支出済額	左 の 財 源 内 訳			年割額と支出済額の差	左 の 財 源 内 訳		
					特 定 財 源				特 定 財 源				特 定 財 源		
					国支出金	地 方 債	そ の 他		一般財源	国支出金	地 方 債		そ の 他	一般財源	国支出金
8 土木費	2 道橋りう費	一ノ瀬トンネル新設事業	4	円 300,000,000	円 150,000,000	円 135,000,000	円 15,000,000	円 300,000,000	円 150,000,000	円 135,000,000	円 15,000,000	円 0	円 0	円 0	円 0
			5	円 800,000,000	円 400,000,000	円 360,000,000	円 40,000,000	円 800,000,000	円 400,000,000	円 360,000,000	円 40,000,000	円 0	円 0	円 0	円 0
			6	円 1,000,000,000	円 500,000,000	円 455,000,000	円 45,000,000	円 1,000,000,000	円 500,000,000	円 455,000,000	円 45,000,000	円 0	円 0	円 0	円 0
			7	円 228,005,000	円 114,002,000	円 102,000,000	円 12,003,000	円 228,004,500	円 114,002,000	円 102,000,000	円 12,002,500	円 500	円 0	円 0	円 500
			計	円 2,328,005,000	円 1,164,002,000	円 1,052,000,000	円 112,003,000	円 2,328,004,500	円 1,164,002,000	円 1,052,000,000	円 112,002,500	円 500	円 0	円 0	円 500
		4	円 300,000,000	円 177,000,000	円 110,000,000	円 13,000,000	円 300,000,000	円 177,000,000	円 110,000,000	円 13,000,000	円 0	円 0	円 0	円 0	

		恵比須 浜ト ネル 新設 事業	5	600,000,000	354,000,000	221,000,000		25,000,000	600,000,000	354,000,000	221,000,000		25,000,000	0	0	0		0
			6	900,000,000	531,000,000	336,000,000		33,000,000	900,000,000	531,000,000	336,000,000		33,000,000	0	0	0		0
			7	386,772,000	226,261,000	144,000,000		16,511,000	386,771,400	226,261,000	144,000,000		16,510,400	600	0	0		600
			計	2,186,772,000	1,288,261,000	811,000,000		87,511,000	2,186,771,400	1,288,261,000	811,000,000		87,510,400	600	0	0		600
10教育費	5 特 別 支 援 学 校 費	特 別 支 援 学 校 設 備 事 業	4	1,000,000				1,000,000	1,000,000				1,000,000	0				0
			5	2,676,176,000	691,399,000	1,786,000,000	198,000,000	777,000	2,456,750,900	691,355,000	1,588,000,000	176,943,900	452,000	219,425,100	44,000	198,000,000	21,056,100	325,000
			6	1,747,419,000	791,704,000	860,000,000	95,000,000	715,000	1,747,418,200	790,656,000	860,000,000	95,000,000	1,762,200	800	1,048,000	0	0	△1,047,200
			7	0					0					0				
			計	4,424,595,000	1,483,103,000	2,646,000,000	293,000,000	2,492,000	4,205,169,100	1,482,011,000	2,448,000,000	271,943,900	3,214,200	219,425,900	1,092,000	198,000,000	21,056,100	△722,200

報告第2号

徳島県電気事業会計継続費精算報告書について

地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、徳島県電気事業会計継続費精算報告書を次のとおり報告する。

令和8年9月11日

徳島県知事 後藤田 正 純

令和5年度徳島県電気事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画			実 績			比 較		
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳		支 義 務 発 生 額	左 の 財 源 内 訳		年 割 額 支 義 務 発 生 差 の 額	左 の 財 源 内 訳	
					営 業 収 益	損 益 勘 定 金 留 保 資 金		営 業 収 益	損 益 勘 定 金 留 保 資 金		営 業 収 益	損 益 勘 定 金 留 保 資 金
1 事業費用	1 営業費用	川口発電所 1号水車機 改良事業	5	円 122,460,000	円 122,460,000	円	円 119,634,964	円 119,634,964	円	円 2,825,036	円 2,825,036	円
			6	551,799,000	551,799,000		518,754,455	518,754,455		33,044,545	33,044,545	
			7	54,652,000	54,652,000		49,984,977	49,984,977		4,667,023	4,667,023	
			計	728,911,000	728,911,000		688,374,396	688,374,396		40,536,604	40,536,604	
		日野谷 1号電所 制御装置 取替事業	5	5,385,000	5,385,000		3,793,731	3,793,731		1,591,269	1,591,269	
			6	9,231,000	9,231,000		6,503,538	6,503,538		2,727,462	2,727,462	

			7	5,384,000	5,384,000		3,793,731	3,793,731		1,590,269	1,590,269	
			計	20,000,000	20,000,000		14,091,000	14,091,000		5,909,000	5,909,000	
1 資本的支出	1 建設費	川口発電所 1号水車機 改良事業	5	62,625,000		62,625,000	62,092,404		62,092,404	532,596		532,596
			6	97,353,000		97,353,000	97,353,000		97,353,000	0		0
			7	4,953,000		4,953,000	4,953,000		4,953,000	0		0
			計	164,931,000		164,931,000	164,398,404		164,398,404	532,596		532,596

報告第3号

令和7年度決算に係る健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和7年度決算に係る健全化判断比率を別冊監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和8年9月11日

徳島県知事 後藤 田 正 純

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
% — (3.75)	% — (8.75)	% 12.6 (25.0)	% 141.2 (400.0)

(備考) 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」と記載した。()内は、早期健全化基準を記載した。

報告第4号

令和7年度決算に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和7年度決算に係る資金不足比率を別冊監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和8年9月11日

徳島県知事 後藤田 正 純

会 計 名	資 金 不 足 比 率
徳島県港湾等整備事業特別会計	— %
徳島県病院事業会計	—
徳島県電気事業会計	—
徳島県工業用水道事業会計	—
徳島県土地造成事業会計	—
徳島県駐車場事業会計	—
徳島県流域下水道事業会計	—

(備考) 資金不足額がないため、「—」と記載した。

報告第5号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月11日

徳島県知事 後藤 田 正 純

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
徳島市所在 1 法人	円 4,173,937	令和7年12月22日	徳島市地内	令和8年8月27日
三好郡東みよし町在住 1 名	16,145	令和8年1月9日	三好郡東みよし町地内	令和8年8月27日
板野郡板野町在住 1 名	291,646	令和8年3月10日	板野郡板野町地内	令和8年8月27日
板野郡上板町在住 1 名	40,000	令和8年6月15日	板野郡上板町地内	令和8年8月27日
三好市在住 1 名	136,367	令和8年3月17日	三好市地内	令和8年8月28日
徳島市在住 1 名	581,000	令和8年5月11日	吉野川市地内	令和8年8月28日

報告第6号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月11日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和 解 の 相 手 方	賠 償 金 額	事故発生年月日	事 故 発 生 場 所	専決処分年月日
那賀郡那賀町在住 1名	315,000 ^円	令和6年6月23日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和8年8月25日
徳島市在住 1名	180,000	令和7年11月11日	名西郡神山町地内 (国道438号)	令和8年8月25日
香川県丸亀市在住 1名	150,000	令和8年2月21日	三好市地内 (県道山城東祖谷山線)	令和8年8月25日
那賀郡那賀町在住 1名	499,000	令和8年3月1日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和8年8月25日
那賀郡那賀町在住 1名	100,000	令和8年3月23日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和8年8月25日
阿南市在住 1名	200,000	令和8年3月25日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和8年8月25日
三好市在住 1名	198,000	令和8年4月4日	三好市地内 (県道山城東祖谷山線)	令和8年8月25日

美馬市在住 1 名	70,000	令和 8 年 5 月 1 日	美馬市地内 (県道鳴門池田線)	令和 8 年 8 月 25 日
名西郡神山町在住 1 名	539,000	令和 8 年 5 月 1 日	名西郡神山町地内 (県道石井神山線)	令和 8 年 8 月 25 日
那賀郡那賀町在住 1 名	420,000	令和 8 年 5 月 27 日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和 8 年 8 月 25 日
那賀郡那賀町所在 1 法人	634,000	令和 8 年 6 月 3 日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和 8 年 8 月 25 日

報告第7号

地方独立行政法人徳島県鳴門病院の令和7年度に係る業務の実績に関する評価結果について

地方独立行政法人法第28条第5項の規定により、地方独立行政法人徳島県鳴門病院の令和7年度に係る業務の実績に関する評価結果を別冊のとおり報告する。

令和8年9月11日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

